

なかよし福祉会役員及び評議員の報酬及び旅費に関する規程

社会福祉法人なかよし福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なかよし福祉会定款第8条及び第21条の規定に基づき、なかよし福祉会役員（理事及び監事）及び評議員の報酬及び旅費に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 なかよし福祉会の理事長には、次の各号の職務遂行により、その職務の実績に応じた相当額（別表1）を報酬として支給する。

- ①理事会、評議員会（評議員報告会を含む）、その他なかよし福祉会の法人及び運営事業所の運営等に関わる会議、事業取組み等への出席、参加
- ②関係諸機関（市町村、社会福祉協議会、障がい者支援事業所等）主催の会議、事業取組み等への出席、参加
- ③なかよし福祉会運営事業所の就労支援事業における営業及び販売活動

2 理事長が、なかよし福祉会運営の事業所の職員として雇用され、相当の賃金が支給されている場合は、第1項の報酬は支給しない。

3 理事長を除く役員及び評議員には、報酬は支給しない。

(旅費)

第3条 理事長を除く役員及び評議員には、次の各号に定める会議等、又は各号に定める当該職務を遂行する場へ出席、参加した場合に、日額2,000円の旅費をする。

- ①理事会、評議員会（評議員報告会を含む）、法人内部監査
- ②なかよし福祉会主催の法人及び運営事業所の運営に関わる会議及び事業取組み

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、研修等出張したときは、なかよし福祉会旅費規程に基づき出張旅費（交通費、宿泊費）を支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、行うことができる。

附 則

この規程は、令和4年12月6日より施行する。

但し、第2条第1項については、令和4年4月1日に遡って算定する。

(別表1) 第2条第1項関係
2,000円(時間額)